

カラダ遊び YOU CAN ダンス！(オンライン講座)

Zoomでの講座です。
 小学生以上で、知的・発達・精神障害、ダウン症のある人、障害のない人
 1月10日(日)午前10時半～正午
 ダンスグループKAZOOによる、障害のある人と全ての人をダンスでつなぐ体験型講座
 来館か電話、ファクスで、1月7日(木)までに、ゆいぽーとへ。先着10組
 同施設 (☎248-3320、☎248-4476)
 休月曜日、1月1日～3日

講演会「物語の絵コンクールからの絵本作り事業」

市内に在住か、通勤・通所・通学で、身体障害者手帳を持つ肢体障害者
 1月24日(日)午前10時～11時半
 東区地域福祉センター(東区東蟹屋町9-34)
 【講師】佐伯文化芸術振興会代表・勇野公代氏
 所定の申込書を、1月14日(必着)までに、市身体障害者福祉団体連合会へ。申込書は、同会(南区松原町5-1)、障害福祉課、区福祉課で。先着50人
 同会 (☎263-4524、☎263-9713)

ひとり親家庭のための講座

①生活向上講座「日常生活の固定費の豆知識と市の制度について」
 ひとり親家庭の人
 1月24日(日)午前10時～正午
 佐伯区地域福祉センター(佐伯区海老園一丁目4-5)
 ②就職準備メンタルヘルスセミナー「自分のストレスに気付くことから始めよう」
 ひとり親家庭の親、子、寡婦
 1月30日(土)午後1時～3時
 市総合福祉センター(南区松原町5-1)
 【①②の申込】はがきに、必要事項(4頁左参照)と託児希望は子どもの名前、年齢も記入し、1月9日(土)、20日(水)(いずれも必着)までに、市母子寡婦福祉連合会(〒732-0822 南区松原町5-1)へ。抽選①50人、②10人
 同会 (☎264-0505、☎264-0506、☎261-2235、☎261-2236)

講座・講習会

講座「性的マイノリティの現在-よりよい職場対応に向けて-」(企業向け)
 1月29日(金)午後2時～3時半
 合人社ひとまちプラザ(中区袋町6-36)

【講師】広島修道大学人文学部教授・河口和也氏
 電話か所定の申込書を、1月21日(木)までに、人権啓発課へ。申込書は同課、市HPなどで。先着80人
 同課 (☎504-2165、☎504-2609)

環境サポーター養成講座 短期集中コース

18歳以上
 2月27日(土)正午～午後4時、28日(日)、3月6日(土)の午前10時～午後4時、7日(日)正午～午後4時。全4回
 牛田総合公園ナチュラルライフセンター(東区牛田新町一丁目8-5)と環境ボランティアとしての基礎知識の学習
 はがきかファクスで必要事項(4頁左参照)とメールアドレスを記入し、2月5日(金)(必着)までに温暖化対策課(〒730-8586 住所不要)へ。市HPからも申込可。詳しくは募集案内で。募集案内は同課、区役所、公民館、市HPで。先着20人
 同課 (☎504-2185、☎504-2229)

男女共同参画推進員養成講座

18歳以上
 2月6日、13日、20日の土曜日、午後1時～4時。全3回
 ゆいぽーと(中区大手町五丁目6-9)

来館か電話、ファクスで、同施設へ。先着12人。託児(6カ月～未就学児)希望は、1月30日(土)まで。先着3人
 同施設 (☎248-3320、☎248-4476)
 休月曜日、1月1日～3日

図書館ボランティア養成講座

今年4月1日時点で市内に在住か通勤・通学の18歳以上で、どちらかの全日程に参加でき、講座修了後、市立図書館でボランティア活動ができる人
 1月16日(土)、17日(日)、19日(火)、20日(水)の、午前10時半～午後3時
 中央図書館(中区基町3-1)
 1月6日(水)午前9時から来館か電話で、同館へ。先着①②各15人
 同館 (☎222-5542、☎222-5545)
 休月曜日(1月11日を除く)、1月1日～5日、12日、29日

下水道サポーター養成講座

市内に在住か通勤・通学の18歳以上。修了後、希望者は市の啓発活動などに参加
 2月3日、10日、17日、24日の水曜日、午後1時半～4時。全4回
 講座や施設見学で下水道について学習、意見交換
 はがきか電話、ファクスで必要事項(4頁左参照)と応募動機を、1月22日(金)(消印有効)までに、

下水道局経営企画課(〒730-8586 住所不要)へ。先着20人
 同課 (☎504-2265、☎504-2429)

お知らせ

幼児教育・保育の無償化による利用費の請求を受け付けます

子どもが次のいずれかを利用し、施設等利用給付認定(2・3号)を受けた保護者(支給上限あり)
 ●認可外保育施設(企業主導型保育事業所を除く) ●一時預かり ●病児保育 ●ファミリー・サポート・センター ●幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育
 請求書、領収証兼提供証明書、通帳の写しを、1月15日(金)までに各施設か保育企画課へ。請求書は各施設か市HP、領収証兼提供証明書は各施設で。詳しくは、市HPか、お問い合わせを
 同施設、保育企画課 (☎504-2153、☎504-2255)

コンビニ交付サービスの一時停止のお知らせ

システムのメンテナンスのため、住民票の写しなどの各種証明書のコンビニ交付サービスの利用を一時停止します。
 1月7日(水)午後8時～11時、10日(日)、23日(土)、24日(日)の終日
 企画総務局総務課 (☎504-2112、☎504-2069)

2月末まで「はたちの献血キャンペーン」を実施しています

新たに成人となる「はたち」の皆さんを中心に、広く献血のご協力をお願いしています。

献血ルーム名	受付時間	場所	電話
①ピース	平日9:00～12:00、13:30～17:00、土日祝9:00～17:00(1月1日は完全予約制)	中区紙屋町二丁目3-20	☎248-1230
②もみじ	平日10:30～13:30、15:00～18:30、土日祝10:30～18:30(1月2日は完全予約制)	中区本通6-11	☎248-6034

同医療政策課 (☎504-2178、☎504-2258) 休①1月2日、3日、②1月1日

市民意見募集

計画案	内容	閲覧場所	締切日	問い合わせ先
①広島広域都市圏発展ビジョン(素案)	東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの25市町で構成する「広島広域都市圏」の目指す将来像を示し、その実現に向けて取り組む施策などを取りまとめたもの	広域都市圏推進課、公文書館、区政調整課、市HP	1/8(金)(必着)	広域都市圏推進課 ☎504-2017 ☎504-2029
②高齢者施策推進プラン(素案)	高齢者施策の総合的な推進と、介護保険事業の円滑な実施を図るためのもの	高齢福祉課、公文書館、区政調整課、区福祉課、出張所、連絡所、地域包括支援センター、公民館、市HP	1/15(金)(必着)	高齢福祉課 ☎504-2143 ☎504-2136
③男女共同参画基本計画(素案)	男女共同参画施策を、総合的、計画的に推進するために、今後の方向性と内容を取りまとめたもの	男女共同参画課、公文書館、区政調整課、市HP	1/20(水)(必着)	男女共同参画課 ☎504-2108 ☎504-2609

郵送かファクス、持参で、②は、住んでいる区、性別、年齢も記入し、締切日までに、問い合わせ先(〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6-34)へ。市HPからも応募可

税のお知らせ

償却資産の申告などは2月1日(月)までに

- ①償却資産の申告
 固定資産税は、土地と家屋のほか、償却資産(事業用資産)にも課税されます。会社や個人で事業を営み、市内に償却資産を所有している人は、その所有状況を申告してください。
 【①の申告】1月1日現在の状況を、資産の所在する区ごとに申告書を作成し、2月1日(月)までに、固定資産税課、市税事務所、税務室へ。申告書は同課、同事務所、同室、市HPで
- ②住宅用地の申告
 住宅用地には、固定資産税・都市計画税の軽減措置があります。昨年中に住宅の新築や取り壊し、店舗・事務所から住宅への用途変更などが行われた土地は、住宅用地の認定が変わります。昨年中に住宅を取り壊し、1月1日現在、住宅を建て替え中の土地で、一定の要件を満たすものは、住宅用地として取り扱います。
- ③災害にあった住宅用地の申告
 災害により住宅が滅失か損壊した土地は、住宅が再建されていなくても、一定の要件を満たすものは、原則2年程度に限り、住宅用地として取り扱います。
 【②③の申告】1月1日現在の状況を、2月1日(月)までに、土地が所在する区を担当する市税事務所、税務室へ。申告書は同事務所、同室、市HPで
- ④認定長期優良住宅の申告
 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」による認定を受けて新築された住宅が一定の要件を満たすときは、申告により、新築後一定期間、固定資産税が軽減されます(1戸当たり120平方メートル相当分まで)。
 【④の申告】2月1日(月)までに、認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付した申告書を、住宅

- が所在する区を担当する市税事務所、税務室へ。申告書は同事務所、同室、市HPで
- ⑤耐震改修を行った住宅の申告
 耐震改修を行った住宅が一定の要件を満たすときは、申告により、改修後一定期間、固定資産税が軽減されます(1戸当たり120平方メートル相当分まで)。
- ⑥バリアフリー改修を行った住宅の申告
 バリアフリー改修を行った住宅が一定の要件を満たすときは、申告により、改修が完了した年の翌年度分に限り、固定資産税が軽減されます(1戸当たり100平方メートル相当分まで)。
- ⑦省エネ改修を行った住宅の申告
 省エネ改修を行った住宅が一定の要件を満たすときは、申告により、改修が完了した年の翌年度分に限り、固定資産税が軽減されます(1戸当たり120平方メートル相当分まで)。
 【⑤～⑦の申告】改修完了の日から3カ月以内に、申告書と⑤は現行の耐震基準に適合する改修であることの証明書など、⑥は改修内容を確認できる書類、⑦は改修後のそれぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することの証明書などを、住宅が所在する区を担当する市税事務所、税務室へ。申告書は同事務所、同室、市HPで
 【②～⑦の軽減措置】詳しくは市HPで
- ⑧新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が減少した中小事(企)業者が所有する事業用家屋と償却資産の申告
 同感染症や、そのまん延防止のための措置の影響で、令和2年2月～10月の任意の連続する3カ月間の事業収入の合計額が、前年の同期間と比べて30%以上減少した中小事(企)業者は、申告により、令和3年度分の固定資産

- 税・都市計画税が軽減されます。詳しくは市HPで。
 【⑧の申告】認定経営革新等支援機関などで確認を受けてから、2月1日(月)までに、申告書に必要書類を添えて、固定資産税課、市税事務所、税務室へ。申告書は、同課、同事務所、同室、市HPで
 - ⑨給与支払報告書の提出
 昨年中に給与の支払いをした事業主は、給与支払報告書(総括表、個人別明細書)を、2月1日(月)までに、市民税課へ。詳しくは市HPで。
 同①⑧固定資産税課(☎504-2127、☎504-2129)、②～⑧市税事務所・税務室、⑨市民税課(☎504-2089、☎504-2129)
- | 市税事務所 | 担当区 | ②③ | ④～⑧ |
|--------------|------------|-----------|-----------|
| 中央(中区役所内) | 中南 | ☎504-2565 | ☎504-2566 |
| | | ☎504-2378 | |
| 東部(東区役所内) | 東安芸 | ☎568-7720 | ☎568-7721 |
| | | ☎567-6006 | |
| 西部(西区役所内) | 西佐伯 | ☎532-0943 | ☎532-0944 |
| 北部(安佐南区役所内) | 安佐南
安佐北 | ☎831-4937 | ☎831-4936 |
| | | ☎877-6288 | |
| 税務室 | | ②～⑧ | |
| 南(南区役所内) | | ☎250-8946 | ☎254-2624 |
| 安芸(安芸区役所内) | | ☎821-4913 | ☎824-0411 |
| 佐伯(佐伯区役所内) | | ☎943-9716 | ☎943-3310 |
| 安佐北(安佐北区役所内) | | ☎819-3913 | ☎815-1650 |
- 申告・提出は、できるだけ郵送か電子申告で
 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、郵送(①⑧⑨は電子申告も可)での申告・提出をお願いします。郵送の場合、①⑧は固定資産税課、②～⑦は土地または家屋が所在する区を担当する市税事務所、税務室、⑨は市民税課へ。電子申告については、エルタックスHPで。